



知っていますか？

野良猫 に関する **責任・条例・罰則** など

☑ 野良猫の世話をする方には一定の「**責任**」が伴います！



福岡市には、野良猫のエサやりに関する苦情・相談が多く寄せられています。行政の指導対象とならないよう、不妊去勢手術やフンの清掃などを行い、周辺住民と良好な関係を築きましょう。

長期間周囲の方々に迷惑を及ぼし、度重なる行政からの要請にも従わなかった結果、給餌者に対し**損害賠償請求**や**給餌の差し止め命令**が出たような**民事裁判**の事例があります。



野良猫の世話をする方は、飼い主として認識される場合があります。その猫に対する責任を負えないのであれば、お世話をせずに見守るという考え方も大切です。

☑ 福岡市の条例には“猫の飼い主の遵守事項”があります！



例えば・・・

- ・排便のしつけを適切に行い、他人に迷惑をかけないように努めなければならない。
- ・屋内での飼育に努めなければならない。
- ・やむを得ず屋外で飼育する場合は、不妊去勢手術等を実施し繁殖を防止するよう努めなければならない。
- ・猫の所有者を明らかにするため名札等を装着するよう努めなければならない。

☑ 愛護動物（猫や犬など）の遺棄・虐待は犯罪です！



愛護動物をみだりに殺したり傷つけたりした者は、**5年以下の懲役または500万円以下の罰金**に処されます。
愛護動物へ遺棄・虐待を行った者は、**1年以下の懲役または100万円以下の罰金**に処されます。
(動物の愛護及び管理に関する法律一部抜粋)